

議員提出議案第15号

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年10月3日

提出者	11番	伊藤	よしのり	19番	大高	拓
	21番	筒井	たかひさ	22番	平田	みつよし
	23番	秋本	とよえ	29番	中村	しんご
	30番	くぼ	洋子	31番	出口	よしゆき
	32番	上原	ゆみえ	33番	黒柳	じょうじ

葛飾区議会議長 安西俊一 殿

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた「たばこ白書」によると、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があるとする一方、受動喫煙については、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中との因果関係が示されるほか、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約15,000人と推計している。

受動喫煙を防止するには、たばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが何よりも重要であるが、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けていることから、この現状を脱し、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信していく必要がある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記のとおり国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための、罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求めるものである。

記

- 1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。

- 3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
 - 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。